

原規放発第 2502275 号

令和 7 年 2 月 27 日

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

放射線審議会会長 甲斐 倫明  
(公印省略)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について(答申)

令和6年 10 月 23 日付け環循施発第 2410232 号をもって諮問があった事項については、妥当である。

なお、放射線審議会は、「東京電力福島第一原子力発電所事故後の再生資材化された除去土壌を復興再生利用に活用する際の放射線防護の考え方」として見解を取りまとめたことから、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定後の運用において、環境省は、当該報告書を活用するとともに、以下の事項に対応されたい。

#### 1. 放射線審議会に対する報告事項

- (1) 「復興再生利用に係るガイドライン」を報告するほか、ガイドライン改訂時にも必要に応じて報告すること。
- (2) 復興再生利用の事業実施状況等を必要に応じて報告すること。
- (3) 放射線障害防止に係る技術的基準に関する課題が生じた場合に必要に応じて報告すること。
- (4) 復興再生利用に基づく措置が終了した際の対応を報告すること。

#### 2. 事業実施時の特別な留意事項

- (1) 除染実施者(福島県内で生じた除去土壌を復興再生利用する場合は国、福島県外で生じた除去土壌を復興再生利用する場合は市町村等をいう。以下同じ。)が以下を実施できるよう適切に努めること。
  - ア 除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用に際して線量の管理を徹底するために必要な措置
  - イ 事業実施者、作業員及び一般公衆に対する、事業で再生利用された土壌を使用することの周知並びに事業実施者、作業員及び一般公衆の必要とする情報が異なることを踏まえた適切な情報提供
  - ウ 個別事業ごとの放射線防護の最適化に向けた線量の目標値の設定

- エ 個別事業ごとに設定された線量の目標値の検証方法としての具体的なモニタリング等の方法及びその結果の公表
  - オ 個別事業ごとの最適化及びステークホルダーの意見を反映した防護方策の検討
  - カ 地域における事業及びそれに伴う放射線安全に係る理解醸成にも資するステークホルダーとのリスクコミュニケーションの方法の明確化及び実施
- (2) 除染実施者が法令及びガイドラインを遵守し、適切に事業を実施していることを確認する体制を構築すること。

以上